

# 報 告 書

令和 6 年 1 月 15 日

包括外部監査関係部署会議

## 1 開催日時

令和 6 年 1 月 15 日（月）14 時から 15 時まで

## 2 開催場所

コンプライアンス推進課横会議室

## 3 会議の構成員

藤原総務部長、田中総合政策部長、浄内監査委員事務局副参事

事務局：総務部コンプライアンス推進課（堀川総務部副参事、尾松課長、益田課長代理、  
辻係長、大久保係員）

## 4 議題

令和 5 年度包括外部監査人の評価について

## 5 評価手順

（1）会議の構成員がそれぞれ、令和 5 年度包括外部監査結果報告書に基づいて、あらかじめ、包括外部監査人評価表に則して、以下の評価項目ごとに評価（1 次評価）を行う。

- 〈評価項目〉
- 1 監査テーマの選定について（評価細項目：2 つ）
  - 2 監査結果報告の内容について（評価細項目：6 つ）
  - 3 報告書の構成などについて（評価細項目：3 つ）
  - 4 監査方法について（評価細項目：4 つ）

なお、評価項目「4 監査方法について」〔評価細項目：①補助者（公認会計士等）の確保や支援体制は十分であったか、②包括外部監査人及び補助者の執務日数は妥当であったか、③監査日程に無理はなかったか、④所管課とのヒアリングは十分に行われていたか〕については、事務局において、事前に、包括外部監査人の実査を補助した監査委員事務局に意見聴取を行い、会議当日に説明した内容を踏まえて、出席者がその場で、評価を行う。

（2）出席者は、何らかの問題が認められた項目があれば、その項目とその理由について述べる。

（3）各出席者の意見を踏まえて、全員で討議をし、会議としての最終的な評価（適・否）を決定する。

## 6 会議資料（別添のとおり）

資料 1 令和 5 年度包括外部監査人の評価手順について

資料 2 令和 5 年度包括外部監査人評価表

資料 3 令和 5 年度包括外部監査執務経過

## 資料 4 令和 5 年度包括外部監査執務日数等の集計表

## 7 令和 5 年度包括外部監査人の評価結果

## (1) 会議における評価・・・適

〈参考資料：令和 5 年度包括外部監査人评价表集計表〉

## (2) 会議における意見等

## 【総括】

令和 5 年度包括外部監査に関し、本会議において審議した結果、監査テーマの選定は適切であり、監査対象部署へのヒアリング等の監査方法にも特に問題があると認められる点もなく、監査結果の内容についても大いに評価できるものであったことから、令和 5 年度包括外部監査は適正に行われたものと判断する。

## 【各評価項目に対する意見等】

## ① 監査テーマの選定について

- ・ 本年度の監査テーマである「公共施設マネジメント及び直営施設の管理等に係る財務事務の執行について」は、市では、平成 23 年 4 月に「枚方市市有建築物保全計画」、また、平成 25 年 2 月に「市有財産等の有効活用に関する基本方針」を策定し、その後、「枚方市公共施設マネジメント推進計画」や「個別施設計画（総合編）」を策定・更新する等を通じて公共施設の管理の適正化や最適化を進めており、その検証やさらなる課題の洗い出しを図る観点からも、時機に即した監査テーマであったと考える。
- ・ 本年度の監査テーマは、包括外部監査人が当初提案していたテーマの一つであったものの、包括外部監査人は、この監査テーマを選定するに際しては、本市の納得性を高めるため、事前ヒアリングを実施する等の手順を踏んでおり、監査テーマの決定に当たっての姿勢は高く評価でき、今後も、本市にとって有益な監査テーマを選定されることが十分期待できる。

## ② 監査結果報告の内容について

- ・ 冒頭に、包括外部監査人は、自らが考える「公共施設マネジメント」の概念を示すとともに、他市における公共施設マネジメントの実施体制を示すことにより、本市における公共施設マネジメントの取組についての課題を明らかにしようとする問題意識が認められる。一方で、他市の公共施設マネジメントの実施体制を、枚方市に当てはめて、ワンストップでの公共施設マネジメントに対応できる体制を整えようとした場合には、これまでの体制が庁内議論の上で組み立てられてきた経緯もある中で、他市の制度を取り入れることによる課題の検証といったものも必要となってくるところであり、一朝一夕で対応できるものではないように思う。公共施設マネジメントに関する指摘については、包括外部監査人において公共施設マネジメン

トのあるべき姿を意識されてのものと思われるが、本市の実情も汲んでいただき、現実的な提案もしてもらえると良かったように思う。

- ・ 直営施設の管理等に関する指摘については、中には、消火器の前に物が置かれている等の細かいものも見られたものの、現に施設に赴かれ、詳細に点検、確認、分析をされた結果であり、監査報告書が提出されるまでに、改善に取り組んだ部署も見られるように、事務改善の点から意義のあるものであったと考える。なお、包括外部監査人らが気づかれたことの全てが指摘事例として挙げられているのではないとのことであり、指摘として、どのレベルのものであれば挙げていくかについては、協議しておく必要があると考える。
- ・ 報告の内容と委託料の見合いについては判断が難しいところもあるが、今回の執務時間は、包括外部監査人と補助者で計 699 時間余りであり、1日7時間勤務の換算で、約 99.8 日となり、これに執務単価を乗じると、995 万円余りとなり、契約金額の上限である 899 万 8 千円を超えている。今回の報告書を見ると、公共施設マネジメントにおける本市の課題や、個別の直営施設の管理等における問題点の指摘にとどまらず、それらに対する有益な提案もされていることを踏まえると、十分に委託料に見合うものであったと考える。

#### ③ 報告書の構成などについて

- ・ 公共施設マネジメントという言葉に込められている意味や対象といったものを冒頭で明確にされており、その上で、公共施設マネジメントに関する課題と、個別の直営施設の管理等に関する課題について、順序だてて分かりやすく記載されている点は評価できる。
- ・ 専門用語等については、本文中で説明されており、全体的に平易に分かりやすく書くよう留意されている。また、巻末資料として、用語集や指摘事項の一覧がまとめられており、読む際の工夫もなされている。
- ・ 概要版については、A3 表裏で簡潔に、分かりやすくまとめられており、報告書への導入部分として十分なものとなっている。

#### ④ 監査方法について

- ・ 包括外部監査人及び補助者は、地方公共団体の業務に関する理解が深く、補助者における支援体制は十分にとられていたものと認められる。
- ・ 包括外部監査人は、監査対象部署に個別に事前説明を行い、その後の監査の円滑な実施につなげていっており、この点は、監査対象部署の納得性を高めようとする包括外部監査人の努力が表れている。
- ・ 包括外部監査人及び補助者の執務日数は約 99.8 日であり、執務日数としては十分であったと判断できる。
- ・ 実監査に当たっては、包括外部監査人は補助者任せにせず、自ら監査対象部署との協議に臨むなど、包括外部監査人として包括外部監査に積極的に取り組んでいる。また、補助者も積極的にヒアリングを行っており、監査人と補助者の連携も円滑で

あった。

- 包括外部監査人は、資料閲覧も含めて監査対象部署へのヒアリングを 61 回行い、また、報告書の草稿についても、監査対象部署に 2 回の事実確認を行うなど、精力的に監査対象部署へ事実確認を行っており、監査結果報告書の完成度を高めようとする取り組み姿勢が見られる。
- 総論の意見において、対応すべき課が現状、明確になっていない事項があるとの指摘があるが、これは、ヒアリングを受ける職員と包括外部監査人及び補助者との意思疎通が十分に行われなかったことにより生じたことと思われる。このような指摘がなされることとなった要因は、包括外部監査人及び補助者の側にはなく、ヒアリングを受けた職員の側にあったものと考えられる。今後は、このような齟齬が生じないよう、ヒアリングを受けた内容を共有し、正しい情報が包括外部監査人らに伝わっているかを確認する仕組みを整えていく必要もあると考える。